

# 一般社団法人日本社会薬学会 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本社会薬学会(以下、「本会」という。)と称し、英文ではJapan Society of Social Pharmacyと表示する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(支部)

第3条 本会は、社員総会の決議を経て、必要な地域に支部を置くことができる。

2 支部に関し必要な事項は理事会において別に定める。

(目的)

第4条 本会は、医薬品をはじめとする生活関連物質と人間の健康との社会的なつながりの中で、総合的に研究・教育を発展させることにより、人間の生命と健康の維持・増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 年会、研究集会等の開催

(2) 会誌「社会薬学」その他の出版物の刊行

(3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の4種とする。

(1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した者

(2) 学 生 会 員 大学又はこれに準ずる学校に在籍し、本会の目的に賛同して入会した者

(3) 賛 助 会 員 本会の目的に賛同し、本会の事業を支援するために入会した団体

(4) 名 誉 会 員 本会の進歩発展のために特に功労のあった者で、社員総会の決議を経て、会長が推挙した者

2 本会に代議員を置き、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以

下、「法人法」という。)上の社員とする。

3 代議員の定数は、20名以上で、概ね会員数の20%以内とする。

4 代議員は、正会員による選挙により選出する。

5 代議員の選出に関し必要な事項は理事会において別に定める。

6 代議員の任期は、選出が決定した日の翌日から2年後に新たに選出が決定する日までとし、再任を妨げない。代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。

7 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に本会に対して行使することができる。

(1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)

(2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧)

(3) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)

(4) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)

(5) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)

(6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)

(7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)

(8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

(入会)

第7条 正会員、学生会員又は賛助会員として入会しようとする者は、事務局に所定の入会申し込みを行い、理事会の承認をうるものとする。

(会費)

第8条 正会員、学生会員又は賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき

(3) 継続して2年以上会費を滞納し督促に応じないとき

(4) 除名されたとき

2 代議員である会員は、会員資格を喪失した際に、代議員の資格を喪失する。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款又は本会の定める規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の場合において、当該社員総会の日の1週間前までに当該会員に通知し、かつ当該社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前三条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上10名以下

(2) 監事 1名又は2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長とし、会長をもって法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事の中から理事会において定める。

3 監事は、社員総会の決議によって選任する。

4 役員を選出に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(職務)

第15条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代行する。

2 理事は、理事会を構成し、その職務を執行する。

3 監事は、法令に定めることのほか次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査すること

(2) 本会の財産の状況を監査すること

(任期等)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 会長の在任期間は、連続して4年を超えないものとする。

4 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。

5 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

6 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。

2 会長及び副会長は、理事会の決議により解職することができる。

(報酬等)

第18条 役員は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第4章 社員総会

(種類)

第19条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第20条 社員総会は、代議員をもって構成する。

(権限)

第21条 社員総会は、次の事項を決議する。

(1) 役員を選任及び解任

(2) 定款の変更

(3) 各事業年度の決算

(4) 会費の金額

- ( 5 ) 会員の除名
- ( 6 ) 解散及び残余財産の処分
- ( 7 ) 合併
- ( 8 ) 理事会において社員総会に付議した事項
- ( 9 ) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

( 開催 )

第 2 2 条 定時社員総会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

( 招集 )

第 2 3 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

( 議長 )

第 2 4 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

( 議決権 )

第 2 5 条 社員総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

( 決議 )

第 2 6 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- ( 1 ) 会員の除名
- ( 2 ) 監事の解任
- ( 3 ) 定款の変更
- ( 4 ) 解散
- ( 5 ) 合併又は事業の全部の譲渡
- ( 6 ) その他法令で定められた事項

( 議決権の代理行使 )

第 2 7 条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理

人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

(会員総会)

第29条 社員総会の議事の要領及び決議した事項を報告するため、会員総会を開催する。

## 第5章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要がある場合は、意見を述べなければならない。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長及び副会長の選定又は解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合につき、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べた時はこのかぎりでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する。

(委員会)

第36条 理事会は、本会の事業を円滑に遂行するため、理事会のもとに委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第6章 年会

(年会)

第37条 本会は、毎年1回、年会を開催する。

2 理事会で必要と認めた場合、前項の年会のほか、学術研究会・講演会を別途開催することができる。

(年会長、次年度年会長)

第38条 年会を開催するために年会長及び次年度年会長を置く。

2 年会長は、学術集会を主宰する。

3 年会長及び次年度年会長は、社員総会の決議により選出する。

4 年会長及び次年度年会長の任期は、選出された日から主宰する年会が終了する時までとする。

## 第7章 会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(財産の管理・運用)

第40条 本会の財産の管理・運用は、会長が理事会の決議のもとに行う。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画及び収支予算を記載した書類については、毎事業年度毎に、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告しなければならない。これを変更する

場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

#### (事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を得た書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を得なければならない。

#### (剰余金の分配等)

第43条 本会は、剰余金が生じた場合においても、当該剰余金の分配は行わない。

2 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第8章 公告の方法

#### (公告の方法)

第44条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第9章 事務局

#### (事務局)

第45条 本会の業務を処理するために事務局を置く。

2 事務局長は、本会の代議員の中から理事会の決議により選任する。

3 事務局長は、本会の事務処理を統括する。



## 第10章 補則

(細則等への委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営のために必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第47条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

(定款の変更)

第48条 この定款は社員総会の決議により変更することができる。

## 第11章 附則

(法人の成立)

第49条 本会は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより成立する。

2 任意団体である日本社会薬学会に属する権利義務の一切は、本会の成立した時に、本会が承継する。

3 任意団体である日本社会薬学会の正会員、学生会員及び名誉会員は、本会が成立した時に、この定款の規定にかかわらず本会の当該会員資格を取得したものとする。

(設立時の社員の氏名及び住所)

第50条 本会の設立時の社員の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時社員	住所(記載省略)
	氏名 亀井 美和子
設立時社員	住所(記載省略)
	氏名 串田 一樹
設立時社員	住所(記載省略)
	氏名 佐藤 嗣道

(設立時役員)

第51条 本会の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時代表理事	亀井 美和子
設立時理事	亀井 美和子
設立時理事	串田 一樹
設立時理事	佐藤 嗣道
設立時理事	赤沢 学
設立時理事	入江 徹美
設立時理事	菅野 敦之

設立時理事	倉田 なおみ
設立時理事	櫻井 秀彦
設立時理事	鈴木 順子
設立時監事	福島紀子
設立時監事	三溝和男

(最初の事業年度)

第52条 本会の最初の事業年度は、この法人の成立日から2020年6月30日までとする。